

青森県立百石高等学校学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法、学校教育法その他教育に関する諸法令にのっとり高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(名称、課程等)

第 2 条 本校の名称、位置、課程、学科、生徒定員、通学区域は次のとおりとする。

- (1) 名 称 青森県立百石高等学校
- (2) 位 置 青森県上北郡おいらせ町苗平谷地 4 6 番地
- (3) 課 程 全日制
- (4) 学 科 普通科、食物調理科
- (5) 生徒定員及び通学区域 青森県教育委員会（以下「教育委員会」という）の定めるところによる。

2 前第 1 項第 4 号の学科のうち食物調理科を調理師法に規定する調理師養成施設とし、細則については校長が別に定める。

(修業年限)

第 3 条 修業年限は 3 年とする。

第 2 章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第 4 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2 学年を分けて次の 3 学期とする。

- | | | |
|------|-----------|---------------|
| 1 学期 | 4 月 1 日から | 7 月 3 1 日まで |
| 2 学期 | 8 月 1 日から | 1 2 月 3 1 日まで |
| 3 学期 | 1 月 1 日から | 3 月 3 1 日まで |

(休業日)

第 5 条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 開校記念日 (10 月 8 日)
- (4) 学年始休業日 (4 月 1 日から 4 月 6 日まで)
- (5) 夏季休業日 (7 月 2 2 日から 8 月 2 5 日まで)
- (6) 冬季休業日 (1 2 月 2 4 日から 1 月 1 2 日まで)
- (7) 学年末休業日 (3 月 2 7 日から 3 月 3 1 日まで)

2 校長は、青森県立学校学則第 4 条 2 項から 6 項及び第 5 条により休業日について別の定めをすることができる。

3 校長は、教育上必要があり、かつやむをえない事由があると認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、授業日を休業日とし、又は休業日を授業日とすることができる。

(臨時休業)

第 6 条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第 3 章 教育課程及び授業時数等

(教育課程)

第 7 条 教育課程は青森県立学校管理規則に基づき校長が別に定める。

(授業時数等)

第 8 条 授業の実施は年間 35 週を標準とする。
2 各学年の週あたり授業時数及び授業終始の時刻は校長が別に定める。

第 4 章 入学・在籍異動等

(入学資格)

第 9 条 本校に入学できる者は、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者又は、文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可及び選抜)

第 10 条 入学は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長がこれを許可する。
2 入学者の選抜については教育委員会の定めるところによる。

(入学手続)

第 11 条 入学を許可された者の保護者は、在学保証書に入学を許可された者の住民票の写しを添えて、速やかに校長に提出しなければならない。

(保護者)

第 12 条 保護者は次の各号に該当する者で、学校に対して生徒に関するいっさいの責任を負うことができる者でなければならない。
(1) 父母、兄弟、未成年後見人又は縁故者
(2) 成年者で独立の生計を営む者
2 保護者は、転居又は氏名変更をした場合には、速やかに校長に届け出なければならない。
3 校長は、保護者が適当でないと認めた場合には、これを変更させることができる。
4 保護者が死亡した場合、又は前項の規定により校長が保護者を変更させた場合は、改めて在学保証書を提出するものとする。

(編入学)

第 13 条 第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(転学・退学及び再入学)

- 第 14 条 転学又は退学しようとする者は、保護者とともに、その事由を具し、校長に願
い出てその許可を受けなければならない。
- 2 前項によって退学した者が、2年以内に再入学を願い出た場合は、校長は退学
時の学年以下の学年に入学を許可することができる。
 - 3 第1項、第2項に関する手続きについては別に定める。

(休学及び留学)

- 第 15 条 病気その他やむを得ない事由のために休学しようとする者又は外国の高等学校
に留学しようとする者は、保護者とともにその事由及び期間を具し、医師の診
断書等その事由を証する書類を添えて、校長に願い出てその許可を受けなけれ
ばならない。
- 2 休学又は留学の期間は3ヶ月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認め
るときは、その期間を延長することができる。
 - 3 休学又は留学の許可を受けた後3ヶ月に達する前までに休学又は留学の事由が
なくなると認められるときは、校長は、当該休学又は留学の許可を取り消す
ものとする。

(復学)

- 第 16 条 休学の許可を受けた者が、その休学の期間中に出席できるようになったときは
保護者とともに、その事情及び期日を具し、医師の診断書等その事情を証する
書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。
- 2 校長は、前項の復学の事情を適当と認めたときは、復学を許可する。

(出席停止)

- 第 17 条 校長は、伝染性の病気にかかり、もしくはそのおそれのある生徒に対して出席
を停止させることができる。

第 5 章 学習の評価、単位修得・卒業の認定

(学習の評価)

- 第 18 条 学習の評価については、学習指導要領に示されている各教科・科目及び総合的
な探究の時間の目標を基準として校長が定める。

(単位修得の認定)

- 第 19 条 校長は、各教科・科目及び総合的な探究の時間の履修の成果が満足できると評
価された生徒については当該教科・科目及び総合的な探究の時間の単位を修得
したものと認定する。

(原級留置)

- 第 20 条 校長は、生徒のうち当該学年において修得したことを認定された単位が、進級
させるために必要な単位数に満たない者、その他進級させることが教育上不適
当と認められる者については、これを原級に留め置くことができる。

(卒業の認定)

- 第 21 条 校長は、本校で定めた卒業までに履修させる各教科・科目及び特別活動を履修し、並びに卒業までに行うべき総合的な探究の時間における学習活動を行い、それらの成果が満足できるものと認められる場合は、卒業を認定する。
- 2 前項の場合、生徒が修得したものと認定された単位数の計は74単位以上でなければならない。

(卒業証書の授与)

- 第 22 条 校長は、卒業を認定した者に対し卒業証書を授与する。

第 6 章 授業料及び入学金

(授業料及び入学金)

- 第 23 条 授業料及び入学金の額並びに納付方法については、別に定めるところによる。

(授業料滞納者に対する処分)

- 第 24 条 校長は、授業料の滞納が納期限経過後2ヶ月に及んだ生徒に対しては、退学を命ずることができる。

(授業料及び入学金の免除)

- 第 25 条 授業料及び入学金の免除は、青森県立高等学校授業料及び入学金の免除に関する規則の定めるところによる。

第 7 章 賞 罰

(表 彰)

- 第 26 条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲 戒)

- 第 27 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒を加えるにあたっては、生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。
- 3 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。
- 4 退学は次の各号の一に該当する生徒に対して行うことができる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(懲戒処分の報告)

- 第 28 条 校長は、前条第3項に規定する退学又は停学の処分を行ったときは、学年、氏名、住所、懲戒の種類及びその事由、処分年月日、停学の場合にあってはその期間その参考となる事項を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第 8 章 雑 則

(施行事項)

第 29 条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が定める。